

研究ノート

中国内外におけるインターネット事情 ——インターネット上の中国民族運動——

松村 嘉久

- I はじめに
- II 中国の既存メディアをめぐる諸問題
 - (1) 天安門事件と「報道の自由」
 - (2) 海外メディアと「取材の自由」
 - (3) 既存メディアとインターネット
- III 中国におけるインターネット事情
 - (1) インターネットの発展と現状
 - (2) インターネットをめぐる諸問題
- IV インターネット上における中国民族運動の現状
 - (1) チベット民族運動の場合
 - (2) 東トルキスタン民族運動の場合
 - (3) 内モンゴル民族運動の場合
 - (4) 連帯しつつある中国民族運動
- V おわりにかえて

キーワード：インターネット・中国・民族運動・チベット・東トルキスタン・内モンゴル

I はじめに

近年、改革開放政策下のもと、中国のマスメディアは質的にも量的にも劇的に変化してきた⁽¹⁾。1980年代以降、新聞・雑誌の種類・発行

(1) 中国における各メディアの制度的変遷や発展過程は、以下の文献にて詳述されているので参照していただきたい。菱田雅晴「中国のマス・メディア制度一小集団媒介機能の強化と弛緩ー」(毛里和子編『現代中国論 1 毛沢東時代の中国』、日本国際問題研究所、1990) 291～329頁。

部数は大幅に増加し、テレビ・ラジオの普及率も都市部を中心着実に伸びてきている。特にテレビの普及には、中国国民を文化的に統合する役割が期待され、中国の経済発展にも寄与するであろうと指摘されている⁽²⁾。また、都市部で急速に読者数を拡大してきた晩報（夕刊紙）⁽³⁾には、しばしば中国共産党（以下、中共と略す）や政府幹部の不正暴露記事等が掲載され、「世論による監督」というマスメディアの機能をある程度果たしつつある。こうしたマスメディアの多様化は、内陸地域農村部では留保を要するが、少なくとも沿海地域都市部において急速に進展しており、情報の受け手は幾つかの選択肢を持つようになってきている。

しかしながら、中国のマスメディアには、中共の代弁者として、党の政策・路線を大衆に宣伝・教育するという任務が直接的または間接的に与えられており、ジャーナリズムの基本に据えられる「報道の自由」や「世論による監督」が、時としてこの任務による制約を受けることは見逃せない事実である。なかでも「報道の自由」が最も厳しく制約されるのは、中共により

(2) Lee, P. S., 'Mass communication and national development in China : media roles reconsidered', *Journal of Communication* 44(3), 1994, pp.22-37.

(3) 有名なところでは、三大夕刊紙と称される北京市の『北京晚报』・上海市の『新民晚报』・広州市の『羊城晚报』が挙げられる。

「国家分裂」に関わると判断された重大事件一民主化運動と民族運動一であろう。前者に関しては1989年6月の天安門事件が、後者に関しては同年3月のラサ「暴動」が全てを象徴している。周知の如く、海外メディアが注目するなか、両事件はともに戒厳令が施行され、武力行使により鎮圧された。しかしながら全世界の注目を集めたこれら両事件は特殊なケースであり、一般に、この種の民主化運動や民族運動は中国の国内メディアで報道されることなく、外国人の目撃者がいない場合は、国際社会に知られることもない。特に、外部世界との連絡を絶たれた辺境の地で展開する民族運動に関しては、たとえ中国民族問題の研究者であっても、何らかのデモや暴動が発生した事実を確認することさえ困難であり、いったい彼らが何を要求したのか、具体的には如何なる活動や行動をしたのか、それに対し中国当局が如何に対応したのかなどの情報を得ることはさらに困難であった。

ところが近年、中国の国外では、インターネット上に中国民族運動関連のホームページが数多く開設され、従来入手が困難であった様々な情報が掲載されるようになっている。一方、中国の国内でも、1990年代に入ってインターネットが急速に普及しつつあり、一般的な中国研究者にとっても有益な情報がリアルタイムで入手できるようになってきた。そこで本稿では、Ⅱ章で中国の既存メディアの抱える諸問題を整理し、続くⅢ・Ⅳ章では、中国研究者に新たな情報源を提示する意味も込めて、中国におけるインターネット事情の現状と問題点を簡単に整理し（Ⅲ

章）、中国国外における中国の民族運動に関するホームページを紹介し（Ⅳ章）、若干の考察を加えたい。なお、本稿ではインターネットのホームページからの情報も引用するが、それらは断りのない限り、1997年9月末時点での掲載されていたものである。

II 中国の既存メディアをめぐる諸問題

1982年に採択された中共の党規約によると、「党の各級組織の新聞・雑誌・その他の宣伝手段は、党の路線・方針・政策及び決議を宣伝しなければならない」と規定されており、中共中央の機関紙である『人民日報』や中国中央テレビ局・中央人民ラジオ局は直接的にこの規定に制約される。例えば、諸外国で発生した紛争に対する『人民日報』の定義付けを言語学的に分析したファン（Fang）は、これらの定義付けに諸外国政府に対する中共の外交政策が如実に反映されていることを明らかにしている⁽⁴⁾。少々統計は古いが、1986年1月に行われた「全国新聞基本状況調査」によると、新聞の種類は全国で1,776紙あり、そのうち中共機関紙は約20%に当たる367紙で、225紙の日刊紙に限定すれば、その76%に当たる172紙が中共機関紙であった⁽⁵⁾。ラジオ・テレビに関しても、「社会主义的基盤と精神文明を建設するために、党・軍・全ての民族人民を教育し指導する最も有力な近代的道具」と定義付けられてきた⁽⁶⁾。中共は結党以来常に、こうしたマスメディアの宣伝的・教育的価値を認識してきたし⁽⁷⁾、マスメディア

(4) Fang, Y. J., "Riots' and demonstrations in the Chinese press : a case study of language and ideology", *Discourse & Society* 5(4), 1994, pp.463-481.

(5) 大田信男「中国マスコミの現状と問題点」、政経研究 25-2 (日本大学法学会)、1988、243~266頁。中共機

関紙以外の新聞の多くも、中共の指導下にある各級政府や諸団体が発刊しているもので、中共による間接的な制約を受ける。

(6) Yang, Z., 'On broadcasting propaganda', *China Journalism Yearbook 1983*, China Social Sciences Press, 1983, p.116.

の多様化が進展してきた現在でも、マスメディアは党に奉仕するというその基本的役割は維持されている⁽⁸⁾。

一方で、近年におけるメディア改革とメディアの一定の商業化に伴って、外国のテレビ番組を国内放送局が放映する比率も高まり、海外メディア文化の導入は確実に定着しつつあり、中共の権威やイデオロギー管理の侵食が進展してきたのも事実である⁽⁹⁾。しかしながら、その過程では文化保護主義や思想の引き締めなどによる巻き返しが見られ、中共がマスメディアを最終的にコントロールしている事態に変化はない⁽¹⁰⁾。記憶に新しいところでは、香港返還交渉の過程における香港新華社通信の果たした役割は、まさに中共・中国政府の代弁者であった。

(1) 天安門事件と「報道の自由」

1989年6月4日に武力行使で粉砕された天安門事件は、学生や労働者達が中国の民主化を求める闘争であったと同時に、中国でマスメディアに携わるジャーナリスト達が「報道の自由」を求める闘争でもあった。後者の観点から同事件を読み直すなら⁽¹¹⁾、1989年4月23日付けの北京『科技日報』第四版が、当時の報道規制を破って、その一面に学生運動の写真を掲載して、学生達の要求する民主化目標と運動状況の詳細を報道したことから始まる。この翌日発行予定であった上海『世界経済導報』は、故・胡輝邦総書記

の解任が誤りであったと受けとれる記事を掲載したものであったが、当時の上海市共産党委員会書記・江沢民により没収・記事差し替えを命じられた。

一方、中共中央の機関紙『人民日報』4月26日付けの社説は、民主化を求める学生運動を「動乱」と断定する。これ以後、『世界経済導報』に対する上海市共産党委員会の種々の制裁措置⁽¹²⁾に対抗して、中国のマスコミ人は「報道の自由」を求めて、街頭デモに繰り出すようになった。その後の結末は言うまでもないが、5月20日に北京市で戒厳令が施行されて報道機関は制圧される。6月4日の武力突入以降、中国のマスコミ人にできたのは、中央テレビ局のニュースキャスターが黒い衣装を身に着け、重く悲しい口調で「反革命暴乱の平定」を読み上げる程度の抵抗が限界であった。学生運動に同情的であったと見なされた中国マスコミ人は、「動乱」中の日々の活動報告や自己批判などを要求され、海外メディアの記者のなかには、「動乱」の事実を歪曲して報道したと断定され、国外追放された者もいた。天安門事件以降、中国国内メディアをめぐる「報道の自由」は悪化したというのが、多くの論者の一致した見解であろう。

(2) 海外メディアと「取材の自由」

天安門事件の際、中国に駐在していた海外メディアの「取材の自由」は、如何なる状態にあつ

（7）Robinson, D., ‘Changing functions of mass media in the People’s Republic of China’, *Journal of Communication* 31(3), 1981, pp.58-73.

（8）Li, X., ‘The Chinese television system and television news’, *China Quarterly* 126, 1991, pp.340-355.

（9）Chu, L. L., ‘Continuity and change in China’s media reform’, *Journal of Communication* 44(3), 1994, pp.4-21.

（10）Chan, J. M., ‘Media internationalization in

China: processes and tensions’, *Journal of Communication* 44(3), 1994, pp.70-88.

（11）この件に関しては以下の文献を参照した。明報出版社編『ドキュメント天安門—全記録・民主化運動、血の結末—』、プロモーション・ジャパン、1989、159頁。

（12）同紙編集長の欽本立は党規約に違反したとして4月27日に免職され、同紙従業員の多くはこの決定に不満を抱いて上海市委宣伝部の指示に抵抗したが、4月30日になると同部より「指導グループ」が派遣された。

たのであろうか。当時中共は海外メディアのジャーナリストに対して、原則上は北京市民や天安門事件に対する取材を禁じていた。しかし、海外メディア側はこれを全く無視して取材活動を行ったが、数組の不運な取材クルーが中国当局に一時に身柄拘束される程度であった。特に戒厳令施行以降は、国内メディアへの規制が厳しくなったため、天安門広場や街頭デモのプラカードにも英語表記が目立ち始め、学生運動側は明らかに海外メディアに支援を求める方向にあった。

海外メディアに対する「報道の自由」に関しては、武力行使の迫った6月に入ってからは検閲にさらされ、映像の送信は禁止されるに至った。中国当局が行った最も効果的な規制は、CNNなどの海外メディアが持っていた衛星回線の使用権を奪ったことであった⁽¹³⁾。一般に、天安門事件に関しては、国際社会がその成り行きに多大な関心を払ったため、中国当局は国際的非難を受けるような強行な取材規制は行えなかつたし、フリージャーナリストも含めた多数の取材者が北京に集結し、中国当局の報道規制能力を超越したため、結果的に一定の「取材の自由」・「報道の自由」が見逃されたと言えよう。

では、民族運動に関する「取材の自由」は、どの程度制約されるのであろうか。フランスAFP通信の北京特派員でもあったドネによると、

(13)この時のCNNの衛星回線使用権は、ゴルバチョフの訪中報道目的で取られていたため、中国当局はゴルバチョフ帰国後にその使用権を停止した形になる。CNNはライブニュースとして、CNNディレクターと中国当局者とが、衛星回線の法的使用権をめぐって議論している状況を放映していたので、御記憶の方も多いかと思われる。

(14)ピエール＝アントワーヌ＝ドネ(山本一郎訳)『チベット=受難と希望—「雪の国」の民族主義—』、サイマル出版会、1990、157～172頁。ドネは、この時の「暴動」を断片的な複数の西側目撃者の談話から再構築してい

1987年10月1日に発生したラサ「暴動」の際は、北京とラサを結ぶ電話・テレックス回線の全てが遮断され、ラサにいた西側マスメディアの特派員14名に48時間以内のチベット退去命令が出されたと言う⁽¹⁴⁾。ドネはこうした取材規制を、中国の諺を引用して、「閉じた門のうしろで犬を殴る(閨門打狗)」と評し、「中国の伝統」であるとしている。1989年3月のラサ「暴動」でも、ほぼ同様の取材規制が実行され、戒厳令施行地域に入る外国人には「特別許可証」の取得が義務付けられた。一般に、民族運動に関しては、辺境の地で展開し、そもそも海外メディアの取材者が少ないため、中共による報道規制は徹底して行われる傾向にある。

詳述する紙面はないが、最後に海外メディアが抱える問題として、周到に準備された「見せられる取材」を指摘しておきたい。もちろん、見せられた事実を如何に解釈するのかという選択権は海外メディア側にあり、こうした事実が重要な示唆に富むことも少なくない。しかし、海外メディアが公式ルートを通して取材活動する場合、そのイニシアティブは中国当局側にあり、「取材の自由」を確保することは困難であろう⁽¹⁵⁾。

(3) 既存メディアとインターネット

上記のように国内・海外メディアは、ともに

る。また、この著作はチベット民族運動側の資料も豊富に参考・引用しており、チベット問題に関する中共側の見解・発表を相対化しようと試みている数少ないものである。

(15)この問題は学術研究でも言えることである。例えば、現地政府の研究許可・協力を得てフィールドに密着するような研究の場合、研究者は一定の自己規制を設けて、中国当局が見せたがらない部分は、たとえ研究上重要であっても、無視せざるを得ない状況が存在することは否定できない。

中共の報道規制下にある。ところが、現代中国の一般市民はその状況を熟知しており、特に天安門事件以降は、必ずしも中共が意図したような宣伝的・教育的效果は得られないのが現状であろう。そもそも、中国市民の多くは、活字メディアの行間を読む能力に優れており、映像メディアでは、キャスターの読み上げるコメントよりも、むしろ映像そのものに注目し、その背景に隠れている状況を解釈する能力を持っている。特に、映像メディアは、国家権力が如何に報道規制を試みようとも、膨大な情報量を視聴者に提供する本質的な多義性を備えており、その多義性は視聴者の解釈を國家が統制し得る可能性を凌駕している。中国のテレビ視聴者もしばしば中共の意図とは全く異なる解釈を行なって利用してきた⁽¹⁶⁾。そういう意味において、現代中国で最も影響力を持つメディアはおそらくテレビであり、田畠はこのメディアを「密室に開かれた窓」と比喩している⁽¹⁷⁾。

しかしながら、報道されなかつた事実に関しては如何なる解釈も不可能であるし、中国の既存メディアー情報の送り手ーに対する報道規制は、情報の受け手による解釈の自由があるにせよ、やはり看過し難い。ところが、近年中国でも急速に発展しつつあるインターネットに関しては、情報の送り手に対する規制は事実上不可能であり、これが中国の市民レベルにまで普及すれば、「密室に開かれた窓」以上に影響力を持つ「生の世界につながる扉」になるであろうと予想される。

(16) ジェームズ＝ラル（田畠光永訳）『テレビが中国を変えた』、岩波書店、1994、330～344頁。

(17) 前掲注(16)の345～360頁にある田畠光永の「訳者解説」より。

(18) 中国におけるインターネット創生期の経緯は、以下の文献で詳述されており、本稿における記述もこれを参考にした。Zheng, C., ‘Opening the digital door:

III 中国におけるインターネット事情

中国におけるインターネットは、中国独自の文化的・政治的・経済的背景に起因する諸問題を抱えながらも、1980年代後半から日進月歩の発展を遂げてきている。この章では中国におけるインターネットの発展とその現状を簡単に紹介し、現時点で指摘されている諸問題について整理しておきたい。

(1) インターネットの発展と現状

中国と諸外国とのインターネットによるリンクは、当初、他の諸外国と同様に、学術研究の分野を中心に展開してきた⁽¹⁸⁾。諸外国との最初のネットワークは、1987年に設立されたChina Academic Network (CANet) が、ドイツのカールスルーエ大学 (Karlsruhe) 経由で行ったe-mailサービスに始まる。同じく1987年に設立されたChinese Research Network (CRN) は、European Research Networks (RARE) 経由でe-mailサービスを行った。しかし、こうした初期のネットワークは一般研究者向けではなく、コンピューターやネットワーク関連の専門家向けの実験的なものであり、中国におけるインターネット使用者の増加にはあまり寄与しなかった。しかしながら、1990年代に入ると国家事業の一環としてインターネットのインフラ整備が急速に進展し、多くのプロバイダーが参入するようになっている⁽¹⁹⁾。

computer networking in China’, *Telecommunications Policy* 18(3), 1994, pp.236-242.

(19) 日本語で中国のインターネット事情を紹介しているホームページもあるので、参照していただきたい。アドレスは<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/huiliang/doc/ingo0content.html>。

図1と表1は1996年末における中国の主要なプロバイダーを示したものである。これらのプロバイダーからは、直接インターネットにアクセスすることが可能であり、プロバイダー間もインターネットで接続されている。今日の中国におけるインターネットの発展を牽引しているのは、図1にあるChinaNetとCERNetである。

ChinaNetは郵電省（MPT）に管轄される中国最大の公共ネットワークであり、中国政府や国務院の強力なバックアップを受け、中国インターネットビジネスの指導的役割を担っている。加入料金は500元で、接続費用は基本料金が月40時間の使用で600元、月6時間の使用で100元になっており、これを超過すると1時間20元の追加料金が加算される。

1993年に開設されたCERNetは、国家教育委員会（SEC）の管轄下にある学術研究のためのネットワークであり、①中国全土レベルのネットワーク、②八つの地域ネットワーク、③幾つかの大学間のネットワーク、という3階層で構築されている。1996年末現在、ネットされている大学・研究機関は中国全土で200ヶ所以上に達しているが、今世紀末までには残る900余りの大学・研究機関の全てをリンクして、将来は全国の小中学校や高等学校にまでネットを拡大することが計画されている。CERNetの中枢部であるNational Network Centerは、北京の精華大学（Tsinghua University）に置かれている。なお、CERNetでは、まだ不完全ながらも、中国の33級行政区に関する地誌情報や種々の地域統計データが公開されている⁽²⁰⁾。

ChinaGBNは電子産業省（MEI）の管轄下にある国有株式会社・吉通通信有限公司によって

経営されており、主として企業・個人向けに経済情報を提供する商業ネットワークである。中国でも近年、衛星通信回線を利用して、一つの公的ネットワークと複数の私的ネットワークからなる情報スーパーハイウェイ構築構想が進展しているが、この構想のイニシアティブをめぐって、MPTとMEIとの間でせめぎ合いが展開している⁽²¹⁾。

CSTNetは中国科学院（Chinese Academy of Sciences）の指導下にある科学技術研究目的のネットワークであり、中国全土に点在する140ヶ所に及ぶ科学技術系の研究所・部門をリンクしている。このネットではスーパーコンピュータによる統計処理サービスも行っているため、数万人の研究者に利用されている。このCSTNetは北京大学・精華大学・中国科学院の協同プロジェクトであったNCFC（National Computer Networking Facility of China）とCASNet（Chinese Academy of Sciences Network）を基礎に1990年に設立されたもので、インターネットへは1994年にリンクされている。1997年現在では、中国科学院の付属機関であるCNC（Computer and Network Center）とIHEP（Institute of High Energy Physics）がインターネットへの接続サービスを行っている。

ここまで紹介してきたプロバイダーは、公的機関の直接的管理下にあるものばかりであるが、近年の中国では民間ベースのプロバイダーも多数出現しつつあり、今後の動向が注目される。

(2) インターネットをめぐる諸問題

さて、中国におけるインターネットをめぐって今何が問題となっているのであろうか。ウー

(20) ホームページの表紙のアドレスは <http://www.net.edu.cn/china/> である。

(21) Tan, Z., 'China's information superhighway :

'what is it and who controls it?', *Telecommunications Policy* 19(9), 1995, pp.721-731.

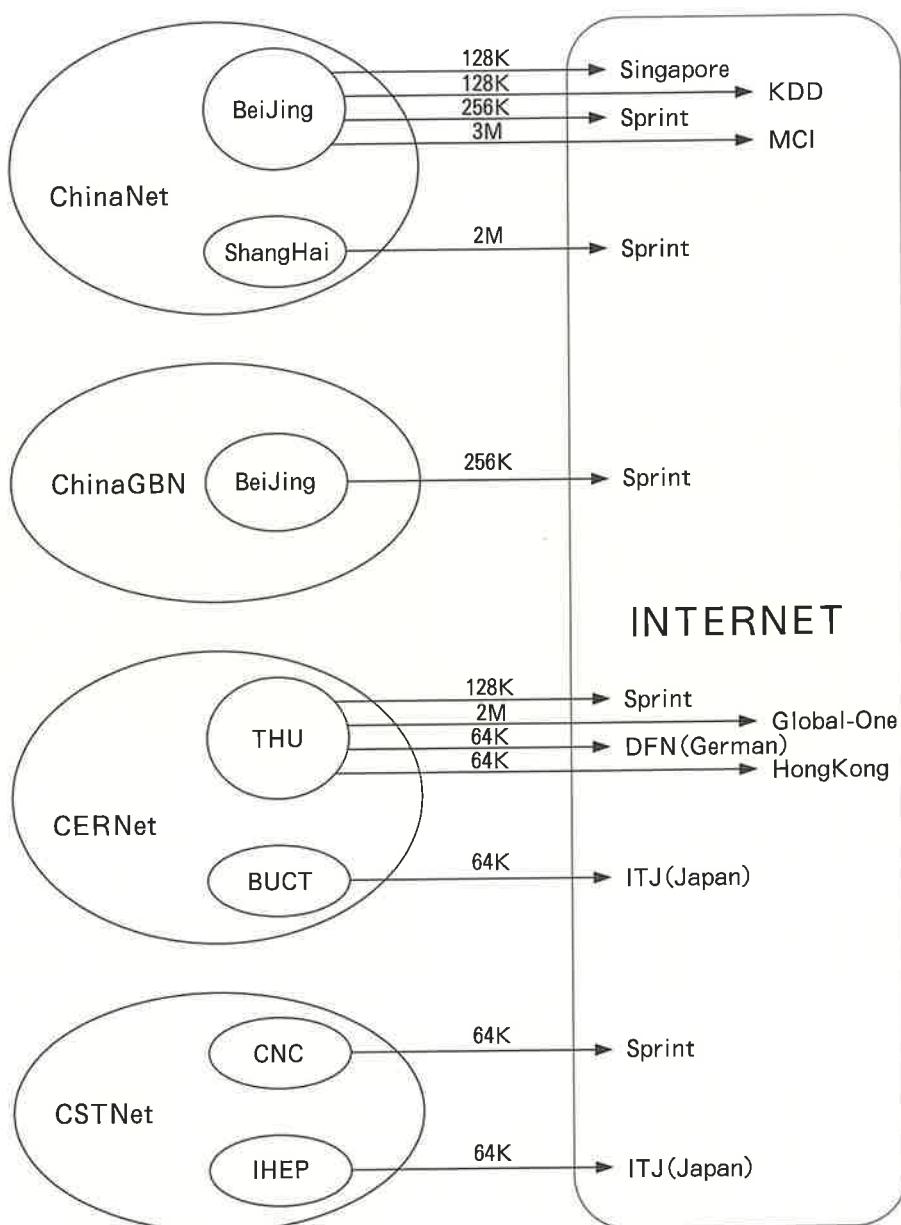


図1 中国におけるインターネットプロバイダーとネットワーク

出所：<http://www.ihep.ac.cn/network/NET/net.html> より引用した。

表1 中国における主要インターネットプロバイダーの一覧

Name of Provider	Simplified	Homepage Address	Main Use	Administrative Supervisor
China Net	ChinaNet	http://www.bta.net.cn/	Public	Ministry of Post and Telecommunications
China Golden Bridge Network	ChinaGBN	http://www.gb.co.cn/	Business	Ministry of Electronics Industry
Chinese Education and Research Network	CERNet	http://www.cernet.edu.cn	Academic	State Education Committee
Tsinghua University	THU	http://www.tsinghua.edu.cn/	Academic	State Education Committee
Beijing University of Chemical Technology	BUCT	http://www.buct.edu.cn/	Academic	State Education Committee
China Science and Technology Network	CSTNet	http://www..onc.ac.cn/rel.html	Academic	Chinese Academy of Sciences
Computer and Network Center, CAS	CNC	http://www.cnc.ac.cn/	Academic	Chinese Academy of Sciences
Institute of High Energy Physics, CAS	IHEP	http://www..ihep.ac.cn/	Academic	Chinese Academy of Sciences

出所：筆者が各ホームページにアクセスして作成した。

(Wu) は、中国におけるインターネットの発展を阻害している要因として、①ハード・回線使用料などの高コスト、②電話回線の不足・低いパソコン普及率・低レベルのソフトなどのインフラ不備、③非効率的な官僚主義の弊害、④コンピューター技術者や専門家の不足、⑤未熟な情報産業市場、⑥不適切な政策決定などを挙げるとともに、中国政府が「反革命」思想や猥亵画像の流入に脅威を感じている点を指摘している⁽²²⁾。

既存マスメディアに対する中共のコントロールに関しては前章で述べたが、インターネットに関する管理上の規制も、中国では既に議論され始めている。その最終的な管理手法は、中国国内から海外のネットワークに接続する際は、MPTが提供する回線を使用し、現存する全ての国内ネットワークはMPT・MEI・SEC・CAS（中国科学院）による厳重な管理下におき、猥亵画像や「反革命」活動・危険思想を提供する海外情報源からのデータを選別しうるようなソフトをインストールする、というものである。既述したように、インターネットにおける情報発信側に対する規制は事実上不可能なので、中国のこの手法は、情報が伝達される回線とプロバイダーを管理し、選択的に情報を受信する方向にあると言えよう。当面の対策として、海外との新たなネットワーク構築を行う際には、国务院の認可が義務付けられている。また、インターネット産業全体を管理する郵電大臣のウーチーチュワン（Wu Jichuan）は、「インターネットへの接続は情報の絶対的自由を意味しない」と語っている⁽²³⁾。こうした国家規制の策定動向を受けて、中国の民間・商業プロバイダーも何らかの自己規制を設けて、インターネット通信を管理しようと試みるであろう。しかしながら、いったんインターネット社会に参入した

ならば、こうした情報管理を完璧に遂行することは事実上不可能であり、中国政府もこの点は充分に認識していると思われる。現在、中国におけるインターネットユーザー数は正確には分からぬが、まだまだ一部の研究者・学生・企業が利用する萌芽段階にある⁽²²⁾。しかしながら、経済発展の著しい沿海地域の都市部に限定するなら、一般市民がインターネットで生の情報に接する時代は、そう遠くはなかろうと思われる。

IV インターネット上における中国民族運動の現状

以下において言及する中国民族運動関連の諸団体のほとんどは、お互いにリンクしあった三つのホームページに網羅されている。その三つとは、チベット民族運動関連の『Free Tibet!』、東トルキスタン民族運動関連の『Free Eastern Turkestan!』、内モンゴル民族運動関連の『Free Southern Mongolia!』であり、本稿で言及される諸団体は、そのほとんどがこれら三つのホームページ経由でアクセス可能である。なお、本稿で言及する民族運動団体やホームページは、そのアドレスとともに表2にまとめておいたので、隨時参照していただきたい。また、これら諸団体の日本語名称にはまだ定訳がないものが多いので、本文中では英語名称も併記しておいた。

(1) チベット民族運動の場合

現代中国における民族運動のなかで、最も歴史が古く、国際社会から認知を得ているのは、チベット民族運動であろう。チベット民族運動の展開は、1959年にインドのダラムサラへ亡命したダライ＝ラマが指導するチベット亡命政府とともに歩んできた。

現在、中国外に居住するチベット人は、チベット亡命政府によると、インドに10万人、ネパールに2.5万人、ブータンに2千人、スイスに2千人、アメリカに1.5千人、カナダに600人である⁽²³⁾。世界228カ国における諸言語集団をデータベース化した『Ethnologue』によると、インドに124,280人（1994年）、ネパールに約6万人（1973年）、ブータンに3千人（1973年）、アメリカに352人（1970年）、スイスに200人以上、となっている⁽²⁴⁾。中国の1990年センサスにおけるチベット族人口は106.6万人であったので、全チベット人の約1割程度が中国外に居住していることになる。

チベット亡命政府のホームページによると、こうしたチベット人亡命者の入植地はインドに35ヶ所、ネパールに12ヶ所存在している⁽²⁵⁾。また、亡命チベット人のコミュニティとして、アメリカの23団体、カナダの8団体⁽²⁶⁾、ヨーロッパ諸国の9団体、オーストラリアの2団体がその住所・連絡先とともにリストアップされている⁽²⁷⁾。

さて、歴史の古いチベット民族運動を支援す

してきている。

(25)<http://www.tibet.com/exileglance.html>より。

(26)『Ethnologue』、<http://www.sil.org/ethnologue/countries/>を参照した。

(27)<http://www.tibet.com/Address/settle.html>より。

(28)<http://www.tibet.com/Address/americas.html>より。

(29)<http://www.tibet.com/Address/tibrest.html>より。

（22）Wu, W., 'Great leap or long march : some policy issues of the development of the internet in China', *Telecommunications Policy* 20(9), 1996, pp669-711.

（23）『Asia Week』の1996年2月2日号。

（24）前掲注(22)のWu論文によると、中国のインターネットユーザーは5万から10万人と推定されている。しかし、1997年現在のユーザーは少なくとも数十万のオーダーであろうと思われる。香港に隣接する広東省の一部都市域や上海市などでは、既に一般市民の利用者も出現

表2 中國民族運動の主要な団体とホームページ

Name of Group or Homepage	Homepage Address	Contact	Country	Email Address
Free Tibet!	http://www.afn.org/~afn20372/pol/ft.html	—	—	afn20372@afn.org
Free Eastern Turkstan!	http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/index.html	—	—	afn20372@afn.org
Free Southern Mongolia!	http://www.afn.org/~afn20372/pol/fm.html	—	—	afn20372@afn.org
Tibet Online Resource Gathering	http://www.tibet.org/	Dawa Tsering Tseten Samdup	USA UK	nomad@tibet.org otny@igc.apc.org tibetlondon@gm.apc.org
Office of Tibet, New York	http://www.magicoftibet.com/tibetny/	Eva Herzer	USA	iolt@igc.apc.org
Office of Tibet, London	http://www.tibet.com/	Jigme Yugay	USA	tibet100@tibet.org
International Committee of Lawyers for Tibet	http://www.tibeticit.org/	John Ackery	USA	ict@peaceonet.org
Committee of 100 for Tibet	http://www.tibet.org/Tibet100/	Diana Takata	USA	ustcsft@igc.apc.org
International Campaign for Tibet	http://www.peacenet.org/ict/	Patrick Nash	UK	members@tibet-society.org.uk
Students for a Free Tibet	http://www.tibet.org/SFT/	Carolyn Holland	USA	ustcsft@igc.apc.org
Tibet Society of the UK	http://www.tibet-society.org.uk/	Thubten Samdup	Canada	cantibet@web.net
US-Tibet Committee	—	Stewart Johnson	Australia	tibetcouncil@peg.apc.org
Canada Tibet Committee	http://www.manymedia.com/tibet/	Stiftelsen Omtanken	Sweden	webmaster.wtmn@omtanken.se
Australia Tibet Council	http://www.vicnet.au/~tibet/atc.htm	Erkin Alptekin	German	eric@uygr.com
World Tibet Network News	http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/index.html	Abduljelil Karkash	German	rakhim@lochbrandy.mines.edu
Eastern Turkستان Union in Europe	http://www.uygur.com/an/entext.htm	Abdulkarim Aitbayev	German	secretary@tsklamakan.org
Eastern Turkستان Information Center	http://www.uygur.com/en/entext.htm	Abulajiang Baret	USA	—
World Uyghur Network News	http://www.taklamakan.org/index.html	Erkin Alptekin	German	impemail@aol.com
International Taklamakan Uighur Human Rights Association	http://members.aol.com/impsite/engpage.htm?69.82	Shobsod Temsiltu	USA	oyunbilgil@aol.com
Inner Mongolian People's Party	http://members.aol.com/yikhmongo/smff.htm	Oyunbilig	USA	afn20372@afn.org
Southern Mongolian Freedom Federation	http://www.afn.org/~afn20372/pol/caccp.html	Jack Churchward	USA	—
Citizens against Communist Chinese Propaganda	http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/index.html	Erkin Alptekin	German	Erkin Alptekin
Allied Committee for Tibet, Eastern Turkistan and Inner Mongolia	http://www.unpo.org/	Erkin Alptekin	Holland	unponl@antenna.nl
Unrepresented Nations and Peoples Organization	—	—	—	—

出所：筆者が個々のホームページにアクセスして作成した。

る団体は、世界各地に多数存在する。チベット亡命政府の把握している限りでは、世界各地に130団体存在し、多い地域順に列挙するなら、ヨーロッパに63団体、アメリカに32団体、南米に13団体、カナダに9団体、アジアに7団体、アフリカに2団体となる⁽³⁰⁾。チベット民族運動支援団体を網羅する別のホームページ『Tibet Online Resource Gathering』では、主要団体の支部も含めて229団体がリストアップされている⁽³¹⁾。これらの支援団体は、各国政府に対してロビー活動を行うことを目的とした政治的団体から、チベット文化の紹介を目的とした文化的団体まで多岐に及ぶが、管見の限り、何らかの表現でチベットにおける民族自決・人権擁護・民主化・環境保護などを主張している。これら諸団体の全てを紹介するのは、紙面の制約から不可能であるので、以下では、独自の活字メディアを保有したり、ホームページなどを作成したり、比較的活発に活動している幾つかを紹介する⁽³²⁾。

まず最初は、チベット亡命政府関連諸団体に言及しよう。主として先進国的主要都市におかれたチベット事務所（Office of Tibet）は、一般の独立国家の大天使館に相当するチベット亡命政府の海外出先機関である。チベット亡命政府の内閣にあたるカシャン（Kashag）はチベット中央行政府を指導するが、これらのチベット事務所はチベット中央行政府を構成する情報・国際関係省の管轄下にある。受け入れ国によっ

(30)<http://www.tibet.com/Address/tsg.html>より。

(31)<http://www.tibet.com/Resources/TSG/Groups/index.html>より。

(32)チベット民族運動を支援する団体のなかでは、二十数団体が独自のホームページを作成・発信している。これらのホームページは、互いにリンクしあっていることが多く、既述した『Free Tibet!』や『Tibet Online Resource Gathering』以外に、日本語による『日本チベットホームページ』（アドレスは<http://www.twics.com/~tsgip/jthpj.html>）からもアクセスできる。

て名称は若干異なるが、こうしたチベット事務所は、現在、ニューデリー・ニューヨーク・東京・ロンドン・カトマンドゥ・ジェノバ・モスクワ・ブダペスト・パリ・キャンベラ・ワシントンDCに開設されている⁽³³⁾。このうち、ホームページを開設してインターネット上で種々の情報を提供しているは、ニューヨークチベット事務所（Office of Tibet, New York）とロンドンチベット事務所（Office of Tibet, London）である。前者はチベット亡命政府が1964年に設置した海外における最初の公的機関で、チベットの現状に対する国際世論の喚起、ダライ＝ラマ訪米の準備活動、米議会に対するロビー活動、北米における亡命チベット人のコミュニティ建設支援などを行ってきた。1981年に設置されたロンドンチベット事務所は、イギリス・アイランド・デンマーク・ノルウェー・フィンランド・アイスランドの6カ国を管轄し、ニューヨーク事務所と同様の活動を行ってきた。ロンドンチベット事務所が作成しているホームページには、チベットに関する最新ニュースをはじめ、ダラムサラのチベット亡命政府に関する種々の情報（政策指針・行政府の構成・閣僚の選挙結果）など、過去には入手し難かった貴重な情報が満載されている⁽³⁴⁾。

近年、チベット亡命政府は国際法の観点からチベット問題の解決を模索しつつあり、1989年には亡命政府の要請により、チベット国際法律家委員会（International Committee of

[twics.com/~tsgip/jthpj.html](http://www.twics.com/~tsgip/jthpj.html)）からもアクセスできる。

(33)住所・連絡先・代表者等は<http://www.tibet.com/Address/ootadd.html>を参照のこと。なお、1998年には台湾に同様のチベット事務所が開設される予定になっている。

(34)これらの情報にはロンドンチベット事務所のホームページ（<http://www.tibet.com/>）からアクセスできる。

Lawyers for Tibet) が設立されている。また、チベット亡命政府は活字メディアとして、『News Tibet』(ニューヨーク発行)・『Tibetan Review』(デリー発行)・『Tibetan Bulletin』(ダラムサラ発行) の刊行も継続している。

チベット百人委員会 (Committee of 100 for Tibet) は、チベットが中国によって非合法的に支配され植民地化されているという前提のもと、チベット人のユニークな民族的・文化的・宗教的アイデンティティを大衆に知らしめ、独立に向けてのチベット人による平和的・非暴力的闘争を支援することを目的として、米国カリフォルニア州にて1992年に設立された団体である。この団体はダライ＝ラマのノーベル平和賞受賞を契機に設立準備が進展したもので、現在の委員96名のうち、ノーベル賞受賞者が15名、他のチベット支援団体の幹部が22名で、日本人も2名参加している。このなかには、ノーベル平和賞受賞者である南アフリカのツツ司教や、中国で逮捕され有名になった人権活動家のハリーウーも含まれている。

1988年に設立された国際チベットキャンペーン (International Campaign for Tibet) は、チベットにおけるチベット人の人権擁護と民主的自由の推進を目的に組織され、ワシントンDCをベースに活発な活動を展開している⁽³⁵⁾。この国際チベットキャンペーンは後述するアメリカチベット委員会 (US-Tibet Committee)とともに、全米に7支部を持つ『自由チベットを

(35)同団体は英語で書かれた『Tibet Press』と『Watch Tibet Environment and Development Newsletter』を、隔月間で会員に発行している。

(36)この団体の旧名称はイギリスチベット支援団体 (Tibet Support Group-UK) であったが、近年改名した。このチベット支援団体は、アルバニア・ベルギー・フランス・フィンランド・オランダ・ハンガリー・アイルランド・リヒテンシュタイン・リトアニア・ポーランド・スイスの11カ国でも結成されている。

求める学生達』(Students for a Free Tibet, 1994年設立) のスポンサーにもなっている。

ヨーロッパにおけるチベット支援運動は、イギリス・ドイツ・スイスを中心に関連してきていたが、近年では旧東欧圏や旧ソ連にも拡散している。イギリスではダライ＝ラマの亡命とほぼ同時に設立されたイギリスチベット協会 (Tibet Society of the UK) をはじめ、自由チベットキャンペーン (Free Tibet Campaign) が全英に点在する28支部とともに活動している⁽³⁶⁾。

さて、チベット支援団体の中には、各国議会（地方議会も含む）に対するロビー活動を設立目的の一つとしている団体も少なくない。ニューヨークに住所を置くアメリカチベット委員会 (US-Tibet Committee) は、チベット人とアメリカ人ボランティアで組織された人権擁護団体であり、全米18州に点在する支部とともに、米議会や地方議会に対するロビー活動を行っている。同様に、カナダではカナダチベット委員会 (Canada Tibet Committee) が、オーストラリアではオーストラリアチベット議会 (Australia Tibet Council) が、ロビー活動を含めたチベット支援運動を活発に展開している。なお前者は、『World Tibet Network News』をインターネット上で発信しており、ここには大手通信社のチベット関連報道やチベット亡命政府の声明や見解が掲載され、定期的に更新されている⁽³⁷⁾。

(37)このアドレスは、http://www.omtanken.se/sve_tib/wtnn.htmである。この他に、英語では、『Tibet Current Affairs』（アドレスは<http://www.ciolek.com/WWWVLPages/TibPages/TIN/tin-bulletins.html>）、日本語では、『チベット・ニュース・ダイジェスト』（アドレスは<http://www.twics.com/~tskip/tndhp.html>）でもチベット関連の情報が閲覧できる。

(2) 東トルキスタン民族運動の場合

既出の『Ethnologue』によると、中国の国外に居住するウイグル人は、カザフスタンに300,000人（1993年）、キルギスタンに37,000人（1995年）、ウズベキスタンに36,000人（1995年）、タジキスタンに3,851人（1995年）、アフガニスタンに約3千人、モンゴル人民共和国に約1千人（1982年推計）、パキスタンに数百世帯、トルコに500人以上（1981年）、となっている⁽³⁸⁾。ちなみに、中国の1990年センサスにおけるウイグル族人口は721.4万人であった。これらの中国の国外に居住するウイグル人は、中共が政権を獲得する以前から中央アジア諸国に在住していた者が多いが、それ以降に諸外国に亡命した者も決して少なくはない。東トルキスタン民族運動は、中央アジア諸国に根付いたウイグル人コミュニティと、トルコ世界の後押しを背景に、主として中国からの亡命者が中心となって展開してきた。

東トルキスタン民族運動には、象徴的存在であるイサ=ユスフ=アルプテキン（Isa Yusuf Alptekin, 1901～1995年）という人物が存在した。東トルキスタン共和国政府の関係者であった彼は、同国が中共政権下に取り込まれる1949年に離国し、カシミールで5年間過ごした後、トルコのイスタンブールに安住の地を求めた。ダライ=ラマとも親しく、東トルキスタンの独立を訴えつけた彼は、トルコ世界では「東トルキスタンの偉大な指導者」として有名で、彼の葬儀の模様はトルコ国営放送により生中継された。現在彼の遺志と活動は、彼の長男であるエルキン=アルプテキン（Erkin Alptekin）に引き継がれている。

東トルキスタン民族運動に関するホームページ

(38)前掲注(26)より。

(39)これには、<http://www.geocities.com/Capitol-Hill/1730/index.html>からアクセス出来る。ただ残念なことに、この雑誌は1996年2月以降休刊状態にある。↗

ジは、既述したように『Free Eastern Turkestan!』に網羅されているが、ここではそこに掲載されている諸団体に関して言及したい。ただ残念なことに、チベット民族運動と比較すると、独自のホームページを作成してインターネットで世界に発信している団体は少ないので、個々のホームページに書かれている記事等も参考にして、東トルキスタン民族運動の全容に迫りたい。

1991年にドイツのミュンヘンで設立されたヨーロッパ東トルキスタン連合（Eastern Turkestan Union in Europe）は、先述したエルキン=アルプテキンが議長を担当している。同団体は結成当初の1991年5月から隔月刊で、『Eastern Turkestan Information Bulletin』（ETIB）を発行してきたが、これはインターネット上で公開されている⁽³⁹⁾。この雑誌には、大手通信社が配信した新疆ウイグル自治区関連の記事をはじめ、中国政府側の情報、ウイグル族の「反乱」・デモに関する情報、デモ参加などにより逮捕されたウイグル族政治犯の情報、中央アジア諸国発信の情報、ロプロノールの核実験に関する情報など、実に様々な記事が掲載されている。ここでは、ETIBの記事のなかから、管見の限り日本で紹介されたことの無い情報として、中国国内及び中央アジア諸国における東トルキスタン民族運動団体に関する情報を中心に紹介したい。

ETIBのVol. 4 No. 4（1994年10月号）によると、1994年9月にグルジア（中国語地名では伊寧）で開催された秘密会議により、東トルキスタンにおける民主化・人権擁護・民族自決を標榜する主要5団体が協力関係を締結したとされる⁽⁴⁰⁾。当然のことながらこれら5団体は、現在

の中国では非合法組織であり、この記事にも情報源は明示されていないが、近年の新疆ウイグル自治区における民族状況を鑑みるなら信頼するに足るし、これらの民族運動団体以外にも非合法組織が複数存在する可能性は高い。参考までに、主要な活動地域・支持母体とともに以下に示しておくが、これら5団体は1970年代後半には結成されていたとされる。

①東トルキスタンイスラム党

(Eastern Turkestan Islamic Party)

カシュガル・ホーテンなどの都市部

宗教家・保守勢力・農民

②東トルキスタン人民革命党

(Eastern Turkestan People Revolutionary Party)

ウルムチ・グルジア

知識人・進歩的学生

③東トルキスタン独立機構

(Eastern Turkestan Independence Organization)

ホーテン

農民・失業者・官僚

④東トルキスタン銀狼党

(Eastern Turkestan Gray Wolf Party)

・ウルムチ

知識人・教師・学生

⑤東トルキスタン解放戦線

(Eastern Turkestan Liberation Front)

トルファン・クムル（哈密）の都市部

失業者・農民・知識人

中央アジア諸国在住のウイグル人は、1992年1月16日にカザフスタンの首都アルマトイにて会議を行い、東トルキスタンにおけるウイグル人の民主化・人権擁護・民族自決に向けての闘争を支援する組織—国際ウイグル連合 (International Uygur Union) —を結成した⁽⁴⁰⁾。会議にはウズベキスタン・キルギスタン・タジキスタン・トルクメニスタン・カザフスタンから約350名のウイグル人代表が集り、ケリマン＝コジャムベルディエフ (Kehriman Khojamberdiev) が議長に選出されている。カザフスタンのアルマトイには、この他に共和国間ウイグル協会 (Inter-Republic Uighur Association) をはじめ⁽⁴²⁾、ウイグル統一協会 (United Association of Uighurs)・東トルキスタン統一民族革命戦線 (United National Revolutionary Front of Eastern Turkestan)・自由ウイグルスタン機構 (Organization for Freedom of Uighuristan) 等の存在が確認されている⁽⁴³⁾。

キルギスタンにおける東トルキスタン関係の主要な団体は、①キルギスタン統一ウイグル (Kyrgyzstan Uighur Unity)、②ロブノール委員会 (Lob Nor Committee)、③ウイグルスタン自由機構 (Uighuristan Freedom Organization) の三つであり、このうち

▽ (40)'Organizations unite their efforts', ETIB 4-4, 1994, http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/etib4_4.html.

(41)'International Uygur Union Formed', ETIB 2-2, 1992, http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/etib2_2.html。この団体は、カザフスタン政府から公式に認可されている。なお、ウイグルの英語綴りは、Uyghur, Uighur, Uygurなど多数ある。本稿における綴りは、全て引用文献のものをそのまま使用しており、統一はしていない。

(42)'Allied Committee Members Hold Talks', ETIB 5-1, 1995, http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/etib5_1.html。

(43)'Reactions to events on Chinese Border with Kazakhstan', *The World Uyghur Network News*, February 17, 1997.この記事は『OMRI Daily Digest』から『WUNN』に転載されたもので、以下のアドレスに掲載されている。<http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/wunn5.html>。

③はキルギスタン政府により団体登録を拒否されている⁽⁴⁴⁾。中央アジア諸国が東トルキスタン民族運動に対して比較的寛容な要因は、少なからぬウイグル人が既にコミュニティを形成しており、同じトルコ系諸民族の同情を集めていること以外に、旧ソ連邦における中央アジア諸国とロシアとの関係が、現在の新疆ウイグル自治区と中国とのそれと酷似していることや、中央アジア諸国において中国人（主として漢族）の不法滞在者が増大しており、彼らへの反感が高まっていることが挙げられる。中央アジア諸国に不法滞在する中国人は、カザフスタンに15万人、ウズベキスタンに10万人、キルギスタンに7.5万人と言われている⁽⁴⁵⁾。一方で、中央アジア諸国は独立後に中国と友好関係を締結し、中国から経済援助を受けているため、表立った東トルキスタン民族運動支援は困難な状態にあることも事実である。

その他の国々における東トルキスタン民族運動の動向も見ておこう。1992年12月にはトルコのイスタンブールにて、東トルキスタン世界民族会議（Eastern Turkestan World National Congress）が開催され、中央アジア5カ国・米国・欧州・オーストラリア・中東からの代表者により、東トルキスタン人の民族自決に向けての闘争強化が確認されている⁽⁴⁶⁾。トルコではしばしば、こうした東トルキスタン民族運動関連の国際会議が開催されているが、その背景には、中央アジア諸国・中国・トルコを含めたイ

スラム世界の覇権争いのなかで、将来トルコが優位に立ってイニシアティブを掌握しようとする狙いが見え隠れする。トルコは近年中央アジア諸国や中国からイスラム系留学生を積極的に受け入れているが、これも同様の文脈のなかで解釈することができよう。

ドイツのミュンヘンには、東トルキスタン情報センター（Eastern Turkistan Information Center）があり、この団体はインターネット上で『World Uyghur Network News』を発信している。一方、アメリカでも1996年に、国際タクラマカンウイグル人権協会（International Taklamakan Uighur Human Rights Association）が設立された。同団体の代表を務めるアブラジヤン＝バレット（Abulajiang Baret）の履歴は興味深い。彼自身が語るところによれば⁽⁴⁷⁾、彼は1965年グルジア生まれのウイグル人で、1986年に中国共産党入党し、1992年には新疆ウイグル自治区で裁判官になった。その後、自身の法律事務所を開設する許可を求めて北京に赴くが、許可されなかった。これに失望した彼は、貿易会社に勤めてパスポートを入手すると、1996年に商用でウルムチからキルギスタンの首都ビシュケクに出国した後に、トルコのイスタンブールのウイグル人コミュニティに加わり、『労改基金会（Laogai Research Foundation）』⁽⁴⁸⁾を主宰するハリー＝ウーの招きにより、現在はワシントンDCに移住している。

東トルキスタン民族運動と直接的関係はない

(44) 'Kyrgyz Warn Uighur Organization', ETIB 4-5・6, 1994, http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/etib4_5.html。

(45) 'Chinese Invade Central Asia', ETIB 3-2, 1993, http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/etib3_2.html。

(46) 'World National Congress Held', ETIB 2-6, 1992, http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/etib2_6.html。

_6.html。

(47)<http://www.afn.org/~afn20372/pol/et2.html> より。

(48) ホームページアドレスは<http://christusrex.org/www1/sdc/laogai.html>である。このホームページでは、同団体の活動報告以外に、中国26の一級行政区における労働キャンプのデータベースが公開されている。

が、間接的に支援している有力な団体は少なくない。例えば、上記の『労改基金会』はその一つであり、ロプノール核実験反対運動におけるグリンピースインターナショナルの活動⁽⁴⁹⁾、新疆ウイグル自治区内の人権問題におけるアムネスティーアンターナショナルの活動⁽⁵⁰⁾などがこれにあたる。

(3) 内モンゴル民族運動の場合

内モンゴル民族運動は、1990年代に入って再燃しつつあるが、これに注目する研究者はほとんどいない。ここでは、内モンゴル民族運動関連のホームページを網羅する『Free Southern Mongolia!』の中から幾つかの団体を紹介したい。

まずは、米国ニューヨーク州に本拠を置く内モンゴル人民党 (Inner Mongolian People's Party, IMPP) であるが、この団体は1997年3月、米国ニュージャージー州プリンストンに集結した中国・ドイツ・米国・モンゴル人民共和国からの数十名のモンゴル人活動家により結成され、議長にはテムチルトゥ (Temtsiltu) が選出されている⁽⁵¹⁾。活動の歴史は浅くまだその詳細はわかりかねるが、その設立憲章によると⁽⁵²⁾、同団体は「民主と平和の原則を堅持し、内モンゴルにおける中国共産党の植民地支配を終わらせるために闘争」し、その最終目標は、「内モンゴル独立の獲得」にあり、チベット・東トルキスタン・台湾の民族運動との共闘強化も盛り込まれている。

南モンゴル自由連盟 (Southern Mongolian Freedom Federation) は米国ニュージャージー

(49) ロプノール核実験関連のホームページは <http://www.greenpeace.org/~comms/rw/chin.html> である。

(50) アムネスティーアンターナショナルによる詳細な報告書 'Secret Violence: Human Rights Violations

州に住所を持ち、ニューヨークの中国領事館前で49時間ハンガーストライキを行ったり、中共の対内モンゴル政策を厳しく糾弾する公開書簡を中国政府に送付したり、内モンゴルで逮捕された政治犯の釈放要求などを行っている。残念ながら同団体の設立時の経緯や代表者に関する情報は掲載されていない。ニュージャージー州にはこれ以外に、内モンゴル民族運動を支援する多くの団体、例えば、モンゴルアメリカ文化協会 (Mongolian-American Cultural Association)・南モンゴル (Southern Mongolia)・自由モンゴル運動 (Free Mongolia Movement) などが存在する。ただ、これらも残念なことにその団体名と住所が掲載されている程度で、具体的に如何なる活動を展開し、互いの団体が如何なる関係を持っているのかは不明である。内モンゴル民族運動に関しては、まだまだ諸団体が設立されて間もなく、始まったばかりであると言えよう。

(4) 連帯しつつある中国民族運動

ここでは、上記のチベット・東トルキスタン・内モンゴルの中国民族運動が、連帯し共闘関係を築きつつある場として、三つの団体を紹介したい。

まず第一の団体は、1993年に設立され米国フロリダに本拠を置く「共産主義中国のプロパガンダに反対する市民の会」(Citizens Against Communist Chinese Propaganda, CACCP) である。この団体の設立経緯は少々複雑であるが、米国フロリダに建設された「フロリダ輝ける中国」(Florida Splendid China, FSC) と

in Xinjiang' はインターネット上で閲覧できる。アドレスは、http://www.taklamakan.org/uighur-1/archive/4_11_2.html。

(51)<http://members.aol.com/imppsite/dcl.htm>より。

(52)<http://members.aol.com/imppsite/cst.htm>より。

いうテーマパークに、少数民族・宗教関連の展示が含まれていることに端を発している。香港に隣接する深圳市には、1989年に錦繡中華(Splendid China)が開設され、現在では観光名所の一つになっている。FSCはこのテーマパークのアメリカ版であり、中国政府と関係の深い中国旅行社(China Travel Services)が実質的に経営している。FSCの展示物は57件あり、そのうち、ラサのポタラ宮殿やカシュガル(中国語地名ではカシ)のイドゥカーモスクを含めた少数民族関連のものが15件、宗教関連のものが22件に達する。CACCPは、中国の少数民族人口は約6%程度に過ぎず、特にチベット・東トルキスタン・内モンゴルは中国に不当に占領されおり、中共支配に反対する民族運動も展開しているのにもかかわらず、FSCでは中国の一部として展示されおり、また、中共の管理下にある宗教に真の信仰の自由は存在しないのに、FSCの展示ではそれが存在するかのような印象を与える、と主張する。こうした主張を裏付けに、CACCPは、中共のプロパガンダに他ならない少数民族・宗教関連の展示物をFSCから撤去し、米国市民に中国の実態を教育することを目標に掲げている。CACCPの活動はマスコミの注目を集め⁽⁵³⁾、チベット・東トルキスタン・内モンゴルの民族運動団体からその主旨に賛同し活動を支援する声明が多数寄せられ、これら諸団体を巻き込んでデモなどの具体的活動を開いている。

(53) 例えば、『New York Times』の1993年8月1日付けの記事‘New Florida Theme Park, but Cultural Debate Remains Real’。全米マスコミの記事は、CACCPのホームページで閲覧できる。

(54) 東トルキスタン民族運動団体は、この団体の名称を「東トルキスタン・チベット・内モンゴル同盟委員会」としており、各民族の順序は異なる。本文中の名称は、前掲の『Tibet Online Resource Gathering』に従った。

第二の団体は、ドイツに本拠を置くチベット・東トルキスタン・内モンゴル同盟委員会(Allied Committee for Tibet, Eastern Turkistan and Inner Mongolia)である⁽⁵⁴⁾。ETIBによると⁽⁵⁵⁾、この団体の設立は、前出のイサ＝ユフス＝アルプテキンが、東トルキスタンからトルコへ亡命する途上1960年4月に、ダライ＝ラマと会見してその構想を語り合ったことに始まる。その後、両指導者は1970年にインド・ダラムサラで、1983年にトルコで、同団体の設立を具体化するための会談を行い、1984年9月にチベット・東トルキスタン・内モンゴルからの代表者がインド・ダラムサラに集結して、最終的な合意を獲得するに至ったとされる。1985年7月スイス・チューリッヒにて、3民族が参加する会議が開催され、同団体は正式に発足した。1993年11月にドイツで行われた会議では、議長にチベット亡命政府の外務大臣であるカロン＝タシ＝ワンディ(Kalon Tashi Wangdi)、副議長にキルギスタンのウイグル人議員であるヌルムハメッド＝ケンジェフ(Nurmuhammed Kenjiev)、行政委員会代表に前出のエルキン＝アルプテキンを選出しているが、1997年現在の代表者はエルキン＝アルプテキンになっている。1994年10月ニューヨークコロンビア大学にて行われた第一回国際会議は、IMPP代表のテムチルトゥも参加し、ダライ＝ラマと当時存命であったイサ＝ユフス＝アルプテキンからのメッセージも読みあげられた⁽⁵⁶⁾。同団体の設立目的は、

(55) ‘Allied Committee Meets in Munich’, ETIB 3–6, 1993, http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/etib3_6.html。この文献では、当初満州からの代表者も、この団体の設立構想に入っていたことがうかがえる。

(56) ‘First International Allied Committee Conference’, ETIB 4–4, 1994, http://www.geocities.com/CapitolHill/1730/etib4_4.html。

団体名称からもわかるように、中共支配に反対する3民族の団結にあり、ダライ＝ラマ路線を踏襲した平和的手法による民主化・人権擁護・民族自決の獲得を掲げている。

第三の団体は、1991年2月にオランダ・ハーグで結成された「代表権の無い民族と人民の組織」(Unrepresented Nations and Peoples Organization, UNPO)である。UNPOは国連への参加権を持たない民族・人民により構成された組織であり、1993年にはノーベル平和賞にノミネートされたこともあり、「第二の国連」として広く知られている。現在、同組織を構成する民族・人民は47おり、彼らの総人口は1億人を超える。このうち中国関連で参加しているのは、チベット・東トルキスタン・台湾の三つである。中国の苗族に当たる東南アジア山岳地帯に住むモン人も参加しているので、厳密に言えば四つであろうか。上述したように近年、チベット・東トルキスタン・内モンゴルの民族運動は、お互いに緊密な共闘関係を築きつつあるので、近々内モンゴルもUNPOに参加する事態は容易に予想できる。同組織の設立当初の議長はエストニア代表のリナート＝マル(Linnart Mall)であったが、ソ連邦崩壊後の独立によりエストニアの国連参加が実現して彼は勇退し、1997年現在の議長には東トルキスタン代表のエルキン＝アルプテキンが就任している。組織結成当初に参加していたアルメニア・ベラルーシ・グルジア・ラトビアは、エストニアと同様に国連参加が実現したので、現在はオブザーバー構員として、UNPOの活動を支援している。同組織の活動目標と方針は、①全ての民族・人民の民族自決権の保証、②国際的な人権擁護基準の適用、③民主主義の堅持と全体主義・不寛容の拒絶、④非暴力闘争の推進と政治的道具としてのテロリズムの拒否、⑤自然環境の保護、等

である。なお、ダライ＝ラマは1994年にUNPO本部を表敬訪問しており、彼の存在はUNPOの精神的指導者と位置づけられている。

以上、ここまで紹介してきた3団体は活発に活動しており、今後中国政府に対する影響力はますます強くなると予想されるので、これらの団体の動向には注目し続ける必要があろう。

V おわりにかえて

近年の中国におけるインターネット産業の発展はめざましく、第九期5ヶ年計画(1996~2000年)においてもインターネット産業を含めた情報産業は、重点計画項目として位置づけられており、今後もさらなる飛躍が期待できる。IV章で紹介した諸団体は、チベット民族運動の一部の団体を除いて、その多くは1980年代後半以降に設立されており、現状において、その情報は中国国内よりもむしろ国際社会に向けて発信されている。こうしたマイノリティからの情報発信は、お互いに連帯を強めつつ、さらに増大することが予想され、近い将来には、中国政府の恐れる「反革命」思想の流入といった事態が生じる可能性も想定し得る。インターネット上における中国民族運動の展開は、近年における世界的な民族運動の活性化の一端を示すものであると同時に、国家の枠を超越する民族運動のボーダレス化を示す一例でもあると言えよう。ただし、こうしたインターネット上で展開している民族運動が中国に流入したとしても、それが如何に具体化され、中国政府に如何なる政治的影響を与えるのかは、現状において全くの未知数であることも付け加えておこう。

最後に残された課題を整理するなら、本稿はこうした中国民族運動に関する諸団体を紹介しただけに過ぎず、個々のホームページにおいて

主張されている言説や論考は、重要であるにもかかわらず、ほとんど考察してこなかった。そのなかには、中国側の情報と比較しつつ、研究者によって検証されるべき主張も多い。今後の

中国民族問題研究者には、本稿で紹介したような民族運動をする側からの情報も把握し、その内容に検証を加えた上で、議論を展開することが期待されるであろう。

